

ストック・オプションの会計基準に関する一考察 —基準設定過程における FASB と連邦議会の攻防—

梶 田 龍 三*

「会計基準の発展と選択は、非常に多くの〔利害〕関係者の間の複雑な相互作用の結果 (the result of a complex interaction among numerous parties) であり、また〔会計基準設定のための〕正規の手続きは、正式な手続き (a formal way) において参加することができるロビイスト〔すなわち、背後の団体から報酬を受け、立法に影響を与える目的で国会議員に働きかける陳情専従者〕を容認している。」「ロビイング活動」とは、「利害関係者が、会計基準を設定する団体 (the rule-making body) に影響を及ぼすすべての活動 (all the action)」をいう。(Giner and Arce [2012] pp.655, 656)

try)」や、「大多数の情報技術会社 (most information technology companies)」の意向に沿うがごとく、ストック・オプションの費用計上に猛反対し (United States Senate [1994] p.996)、その結果、FASB は、ストック・オプションの費用計上を断念するという苦渋の選択をした。これは、連邦「議会による空前の圧力 (the unprecedented Congressional pressure)」(Zeff [1995] p.68) あるいは、「空前のロビイング活動 (unprecedented lobbying campaign)」(Beresford [1995] p.56) といわれるほど激しい攻防であり、このことはまさに、連邦議会の議員とその背後にあるニュー・エコノミー産業が、「利己主義的な目標 (self-interested purpose)」を基底におき、「会計基準の設定過程に目的をもった介入 (purposeful intervention)」(Gipper et al. [2013] p.525) をしてきたことを意味している¹⁾。これに関して、FASB の元議長である Herz も、1990年代におけるストック・オプションの会計基準の設定過程をつぎのように回顧している。

「少なくとも米国では、〔1990年代において〕会計基準の変更を提案し、それが特定の企業や産業に大きな影響を及ぼし、それらの企業や産業が現行の会計基準のほうが望ましいと考える場合、彼ら〔ロビイング活動をしている人々〕は闘います。米国において、彼らはまず FASB に対して主張を展開します。FASB の意見が変わらないと分かると、つぎに SEC に行きます。

目 次

- I はじめに
- II バックデーティング疑惑のある企業
- III スtock・オプションの任意開示
- IV FASB と下院議員の攻防
- V おわりに

I はじめに

米国における財務会計基準審議会 (FASB) は、1993年に「株式に基づく報酬の会計」という公開草案を公表した (cf.FASB [1993])。ここでの公開草案に対して、連邦議会の議員は、ニュー・エコノミー産業である「ハイテク産業 (the high technology indus-

* 専修大学商学部教授

SEC は多くの場合、〔会計〕『基準設定主体は FASB である』として FASB を支持します。すると彼らは、つぎに〔国会議員に寄附をして〕連邦議会に訴えます。これが政治介入の仕組みです。」「ストック・オプションに関しては、関係する業界が多く、連邦議会の介入を説得するために数千万ドルも使われました。1990年代に最初に問題となったとき、政治介入が成功し FASB は〔苦渋の選択をして〕身を引きました。』（座談会〔2015〕39頁）

このように、Herz も1990年代のストック・オプションの会計基準の設定過程において、政治的な介入が相当にあったことを回顧している。そして、このような政治的介入により形成された弾力的な会計基準—ストック・オプション取引で報酬費用を強制的に計上しない基準—は、企業の CEO 等によりさらなる深刻な事態—バックデーティング問題—を引き起こしてくる²⁾。

本稿の課題は、2001年のエンロン事件等を契機として、再び活発に議論されるようになってきたストック・オプションの会計基準の設定過程を、FASB と連邦議会の下院議員との攻防を中心として考察するものである。

II バックデーティング疑惑のある企業

2001年の Enron 事件以降のストック・オプションの会計基準における形成過程の分析をする前に、ここでは、別稿（梶田〔2018b〕）で分析したバックデーティング問題の補足をしておきたい。まず、バックデーティングの意味であるが、通常、「バックデーティング」とは、実際の付与日の「株価より低い株価を反映するような遡及基準（retroactive basis）で、〔ストック・〕オプションの付与日を選択する〔変更する〕実務」（Heron et al.〔2007〕p.17）と考えられている。

図表1は、主に1990年代において、バックデーティング疑惑があると思われる116社を示したものである。ここでは、会社名、各社の株式の時価総額、会社の業種（セクターと産業別）、本社のある州の名称（但し、略称）、従業員数、当該会社の内部調査が行わ

れた年月日、SEC による調査が行われた年月日、政府の召喚状の年月日および監査法人の名称が表示されている。例えば、Apple 社の内部調査の箇所は、「6/29/06」と表示されているが、これは、2006年6月29日に、バックデーティング疑惑の調査が行われたことを意味している。また、Affiliated Computer Services 社は、2006年3月3日（3/3/06）に、SEC の調査があったことを意味している。バックデーティング疑惑での SEC の調査は、2006年に、約70社に対して実施されている。さらに、これらの会社を監査していた監査法人は、そのほとんどが KPMG や PWC 等の四大会計事務所である点も興味のあるところである（図表1を参照）。

図表2から図表5までは、図表1の内容を、さらに詳しく分析したものである。まず、図表2は、ストック・オプションを公表した会社（図表1の116社）を、セクター別と産業別に分類したものである。ここでは、66%（76社）が、ハイテク産業である情報技術（information Technology）のセクターに属している。つまり、バックデーティング疑惑をかけられた116社の内、66%（76社）が、情報技術セクターに属していた。図表3は、116社の本社がある州を分類したものである。ここでは、50%（58社）の本社が California 州（CA と略称してある）であった。California 州は、ハイテク産業が集積しているので、この図表3は図表2と整合している。図表4は、各社の株価の時価総額を、金額別に分類したものである。ここでは、60%（70社）が20億ドル未満の会社であった。つまり、60%の70社は、巨大企業ではないということである。図表5は、116社を従業員の人数別に分類したものである。ここでは、52%（60社）が、従業員数2,000名以下の会社であった。つまり、52%の60社は、巨大企業ではないということである。このように、バックデーティング疑惑をかけられた116社のうち50~60%（58社~76社）は、巨大な製造業ではなくて、California 州に本社があるハイテク産業であることが明らかになった。これは、すでに別稿で分析した³⁾ように、1990年の米国では、情報技術等のニュー・エコノミー産業（ハイテク産業）が、相当に多くのストック・オプションを利用していただこととも一致する。

図表1 バックデーティング疑惑で内部調査やSECの調査が入った会社(116社)

会社名の略称	会社名	株式の時価総額 2006年8月21日(単位:100万ドル)	セクター	産業	本社のある州	従業員数	Bear Stearns 社のコメント			
							各会社の内部調査	SECの調査	政府の召喚状	監査法人
AAPL	Apple	56,610	情報技術	コンピューター関係	CA	14,800	6/29/06			1998-現在: KPMG
ACS	Affiliated Computer Services	6,057	情報技術	IT サービス	TX	52,000		3/3/06 5/17/06		1997-現在: PWC
ADI	Analog Devices	9,675	情報技術	半導体	MA	8,800		6/27/05 5/24/06		1997-現在: E&Y
AFFX	Affymetrix	1,393	健康管理	生命科学装置・サービス	CA	1,101	8/9/06			1997-現在: E&Y
ALKS	Alkermes Inc	1,624	健康管理	生物工学	MA	760	8/10/06	8/10/06		1997-現在: Deloitte
ALTR	Altera Corp.	6,894	情報技術	半導体	CA	2,361	5/8/06	5/25/06 5/25/06		1997-現在: PWC
AMCC	Applied MicroCircuits	836	情報技術	半導体	CA	755	5/31/06	6/12/06 6/27/06		1997-現在: E&Y
AMKR	Amkor Technologies	954	情報技術	半導体	PA	24,000	8/9/06			1997-1999: Andersen; 2000-現在: PWC
AMT	American Tower Corp.	14,774	電気通信サービス	無線電気通信サービス	MA	904	5/19/06	5/19/06 5/23/06		1997-現在: Deloitte
APOL	Apollo Group	8,493	一般消費財	消費者サービス	AZ	32,666	6/9/06	7/10/06 6/19/06		1995-2003: PWC; 2004-現在: Deloitte
ASYS	Asyst Technologies	341	情報技術	半導体	CA	820	6/9/06	6/7/06 6/26/06		1996-2000: Andersen; 2001-現在: PWC
ATML	Atmel Corp.	2,595	情報技術	半導体	CA	8,080	7/25/06			1996-現在: PWC
ATVI	Activision	3,805	情報技術	ソフトウェア	CA	2,149	7/28/06	7/28/06		1994-1995, 2003-現在: PWC; 1996-2002: KPMG
BCGI	Boston Communications Group	38	電気通信サービス	無線電気通信サービス	MA	500	7/21/06	7/21/06		1997-現在: E&Y
BCSI	Blue Coat Systems	245	情報技術	通信機器	CA	336	7/14/06	8/3/06		1996-現在: E&Y
BEAS	BEA Systems, Inc.	5,076	情報技術	ソフトウェア	CA	3,878	8/16/06			1997-現在: E&Y
BKS	Bames & Noble	2,393	一般消費財	専門小売	NY	39,000	7/12/06	7/21/06		1997-現在: BDO
BRCD	Brocade Comm. Systems Inc.	1,523	情報技術	コンピューター関係	CA	1,160	6/26/05	6/27/05 6/27/05		1997-2001: Andersen; 2002-現在: KPMG
BRCM	Broadcom	15,754	情報技術	半導体	CA	4,287	6/12/06	6/12/06		1997-現在: E&Y
BRKS	Brooks Automation	1,020	情報技術	半導体	MA	1,800	5/17/06	5/12/06 5/19/06		1997-現在: PWC
CA	CA	13,426	情報技術	ソフトウェア	NY	16,000	6/29/06			1993-1997: E&Y; 1998-現在: KPMG
CAKE	Cneeseecake Factory	1,897	一般消費財	ホテル・レストラン・レジャー	CA	24,700		8/3/06		1996-現在: PWC
CCI	Crown Castle International	6,753	電気通信サービス	無線電気通信サービス	TX	785	8/4/06	8/4/06		1998-現在: KPMG
CEC	CEC Entertainment	1,039	一般消費財	ホテル・レストラン・レジャー	TX	19,408	7/25/06	8/11/06		1997-現在: Deloitte
CHRD	Chordiant Software	184	情報技術	インターネットソフトウェア・サービス	CA	280		8/8/06		1995-現在: PWC
CLX	Clorox Co.	9,026	生活必需品	家庭用品	CA	7,600	8/2/06			1995-2003: Deloitte; 2004-現在: E&Y
CMVT	Comverse Technology	4,204	情報技術	通信機器	NY	5,050	3/14/06		5/2/06	1997-現在: Deloitte
CMX	Caremark Rx	23,937	健康管理	健康管理プロバイダー・サービス	TN	13,628		5/17/06 5/17/06		1997-2001: E&Y; 2002-2005: KPMG; Replaced by E&Y on 5/11/06
CNET	CNET Networks	1,310	情報技術	インターネットソフトウェア・サービス	CA	2,340	5/22/06	5/24/06 6/27/06		1997-現在: KPMG
COCO	Corinthian Colleges	1,102	一般消費財	消費者サービス	CA	8,185	7/12/06	8/18/06		1996-2001: Andersen; 2002-現在: E&Y
CRDN	Ceradyne	1,155	産業	航空宇宙防衛	CA	1,835	8/4/06			1997-2001: Andersen; 2002-現在: PWC
CSC	Computer Sciences Corp.	8,006	情報技術	IT サービス	CA	79,000		6/29/06		1997-現在: Deloitte
CVC	Cablevision	6,845	一般消費財	メディア	NY	15,466	8/8/06	8/16/06 8/16/06		1998-現在: KPMG
CYBX	Cyberonics	385	健康管理	健康管理機器・必需品	TX	300		6/9/06 6/26/06		1998-2000: Andersen; 2001-現在: KPMG
DPTR	Delta Petroleum	950	エネルギー	オイル・ガス	CO	96		6/28/06 6/16/06		1998-現在: KPMG
DRS	DRS Technologies	1,597	産業	航空宇宙防衛	NU	9,800		6/12/06 6/12/06		ESSI; 1998-2005: PWC
ENDO	Endocare Inc.	56	健康管理	健康管理機器・必需品	CA	152	8/8/06	8/8/06 8/8/06		1994-2000: KPMG; 2001-現在: E&Y
EQIX	Equinix	1,654	情報技術	インターネットソフトウェア・サービス	CA	537	6/12/06	6/12/06 6/29/06		1999-現在: PWC
ERTS	Electronic Arts Inc.	15,333	情報技術	ソフトウェア	CA	7,200				1998-現在: KPMG
FAF	First American Corp	3,861	金融	保険	CA	35,444	8/9/06			1997-現在: PWC
FDRY	Foundry Networks	1,614	情報技術	通信機器	CA	719		6/28/06 6/28/06		1997-2001: Andersen; 2002-現在: E&Y
FFIV	F5 Networks	1,973	情報技術	通信機器	WA	792		5/18/06 5/18/06		1997-現在: PWC
FLSH	M-Systems	1,408	情報技術	コンピューター関係	Israel	822	6/1/06			1997-現在: E&Y Global
FMS	Fresenius Medical Care Group	12,755	健康管理	健康管理機器・必需品	Germany	47,521			6/2/06	RCI; 1997-2005: E&Y
HCC	HCC Insurance Hig.	3,466	金融	保険	TX	1,448	8/10/06			1997-現在: PWC
HD	Home Depot	70,897	一般消費財	専門小売業	GA	345,000	6/16/06	6/23/06		1998-現在: KPMG

HILL	Dot Hill Systems	161	情報技術	コンピューター関係	CA	275	8/11/06			1997- Andersen; 1998- 現在 : Deloitte
HLSH	Health South	1,863	健康管理	健康管理プロバイダー・サービス	AL	37,000				1996-1999: E&Y; 2000- 現在 : PWC
INTU	Intuit	10,627	情報技術	ソフトウェア	CA	7,000	6/9/06	6/9/06	6/26/06	1995- 現在 : E&Y
ISSI	Integrated Silicon Solution, Inc	181	情報技術	半導体	CA	386	8/9/06			1998- 現在 : E&Y
JBL	Jabil Circuit	5,778	情報技術	電子装置・機器	FL	40,000	5/3/06	5/2/06	6/22/06	1997- 現在 : KPMG
JCOM	J2 Global	1,217	情報技術	インターネットソフトウェア・サービス	CA	288	8/1/06			1996-2001: KPMG; 2002- 現在 : Deloitte
JNPR	Juniper Networks	7,909	情報技術	通信機器	CA	4,145			5/22/06	1997- 現在 : E&Y
KEI	Keithley Instruments, Inc.	191	情報技術	電子装置・機器	CH	651	8/11/06			1998- 現在 : PWC
KIRX	Keryx Biopharmaceuticals Inc.	521	健康管理	生物工学	NY	29	8/9/06			1998- 現在 : KPMG
KLAC	KLA-Tencor	8,895	情報技術	半導体	CA	5,500	5/30/06	5/24/06	5/24/06	1997- 現在 : PWC
KOSP	Kos Pharmaceuticals	2,126	健康管理	製薬	NU	1,361	8/8/06	8/8/06		1998-2001: Andersen; 2002- 現在 : E&Y
LLL	L-3 Communications	8,965	産業	航空宇宙防衛	NY	59,500	6/1/06			1995- 現在 : PWC
LLTC	Linear Technologies	9,886	情報技術	半導体	CA	3,217		6/13/06	6/26/06	1997- 現在 : E&Y
MCRL	Micrel Inc.	729	情報技術	半導体	CA	884	7/26/06			1997-2001: Deloitte; 2002- 現在 : PWC
MDZA	MDC Partners Inc	191	一般消費財	メディア	Canada	4,055	8/4/06			1997-2003: BDO; 2004- 現在 : KPMG
MEAD	Meade Instruments	43	一般消費財	レジャー装置・製品	CA	530	5/31/06	6/13/06		1997-2005: PWC; 2006年2月24日に Moss Adams 社に変更
MEDX	Medarex Inc.	1,197	健康管理	生物工学	NU	461	6/15/06	5/24/06	6/15/06	1997- 現在 : E&Y
MERQ	Mercury Interactive	4,384	情報技術	ソフトウェア	CA	2,659	11/1/04	11/1/04		1997- 現在 : PWC
MFE	McAfee	3,396	情報技術	ソフトウェア	CA	3,290		6/9/06	8/18/06	1997-2003: PWC; 2004- 現在 : Deloitte
MFLO	Moldflow Corp.	129	情報技術	ソフトウェア	MA	318	8/10/06			1997- 現在 : PWC
MII	Microslet Inc.	85	健康管理	生物工学	CA	25	8/15/06			2001- 現在 : Deloitte
MIK	Michaels Stores	5,642	一般消費財	専門小売	TX	43,700	6/8/06	6/15/06	6/16/06	1995- 現在 : E&Y
MNST	Monster	5,325	産業	商業サービス・必需品	NY	4,800	6/12/06	6/13/06	6/12/06	1997- 現在 : BDO
MOLX	Molex	6,107	情報技術	電子装置・機器	IL	32,400	8/2/06			1994, 2005- 現在 : E & Y; 1995-2004: Deloitte
MRVL	Marvell Technology Group	10,902	情報技術	半導体	Bermuda	2,500	7/5/06	7/5/06	7/5/06	1997- 現在 : PWC
MSFT	Microsoft	266,455	情報技術	ソフトウェア	WA	61,000				1997- 現在 : Deloitte
MVSN	Macrovision Corp.	1,193	情報技術	ソフトウェア	CA	692	6/13/06	6/13/06	6/26/06	1998- 現在 : KPMG
MXIM	Maxim Integrated Products	9,175	情報技術	半導体	CA	7,980		6/9/06		1995-2004: E&Y; 2005- 現在 : Deloitte
NEOL	Neopharm Inc.	136	健康管理	生物工学	IL	98	5/11/06			1997-2001: Andersen; 2002- 現在 : KPMG
NR	Newpark Resources	504	エネルギー	エネルギー装置・サービス	LA	1,732	6/30/06			1997-2001: Deloitte/Andersen; 2002- 現在 : E&Y
NVDA	Nvidia	9,289	情報技術	半導体	CA	2,737	8/10/06			1995-2004: KPMG; 2005- 現在 : PWC
NVLS	Novells Systems	3,326	情報技術	半導体	CA	3,550	5/22/06			1997- 現在 : E&Y
NYFX	Nyfix	181	情報技術	ソフトウェア	CT	277		11/9/04	5/17/08	1997-1998: Andersen; 1999- 現在 : Deloitte
OPWV	Openwave Systems	742	情報技術	インターネットプロバイダー・サービス	CA	1,358		5/22/06	7/5/06	1998- 現在 : KPMG
PDX	Pediatrix Medical Group, Inc.	2,204	健康管理	健康管理プロバイダー・サービス	FL	3,013	8/3/06			1997, 1999- 現在 : PWC; 1998: KPMG
PLUS	Eplus	79	情報技術	ソフトウェア	VA	637	6/30/06			1997- 現在 : Deloitte
PMCS	PMC Sierra	1,308	情報技術	半導体	CA	875	8/14/06			1997: E&Y; 1998- 現在 : Deloitte
POOL	Pool Corp.	1,966	一般消費財	レジャー装置・製品	LA	3,200	8/9/06			1997- 現在 : E&Y
POWI	Power integrations	532	情報技術	半導体	CA	310	5/23/06	5/23/06	5/23/06	1997-2001: Andersen; 2002- 現在 : KPMG
PRGS	Progress Software	984	情報技術	ソフトウェア	MA	1,593	6/19/06	6/27/06		1997- 現在 : Deloitte
QSFT	Quest Software Inc.	1,314	情報技術	ソフトウェア	CA	2,763	5/22/06	6/1/06		1997- 現在 : Deloitte
QUIK	QuickLogic	82	情報技術	半導体	CA	146	7/26/06	8/7/06		1997- 現在 : PWC
RBAK	Redback Networks	1,246	情報技術	通信機器	CA	505	6/30/06	6/30/06	6/30/06	1997- 現在 : PWC
RMBS	Rambus	1,275	情報技術	半導体	CA	333	5/31/06			1996- 現在 : PWC
RSAS	RSA Security	2,136	情報技術	ソフトウェア	MA	1,282		5/19/06	6/12/06	1997- 現在 : Deloitte
SANM	Sanmina	1,806	情報技術	電子装置・機器	CA	48,621	6/9/06	6/9/06		1996-2001: Andersen; 2002- 現在 : KPMG
SAPE	Sapient Corp.	613	情報技術	IT サービス	MA	3,017	8/8/06			1997-1999: KPMG; 2000- 現在 : PWC
SCMR	Sycamore Networks	1,046	情報技術	通信機器	MA	276		5/19/06	5/26/06	1999- 現在 : PWC
SEPR	Sepracor	5,018	健康管理	製薬	MA	2,059	6/2/06	6/2/06		1995- 現在 : PWC
SFNT	SafeNet	494	情報技術	通信機器	MD	1,043	7/31/06	5/18/06	5/18/06	1997-1999: KPMG; 2000- 現在 : E&Y
SIGM	Sigma Designs Inc.	249	情報技術	半導体	CA	160	7/26/06	7/26/06		1997-2004: Deloitte; 2005- 現在 : Grant Thomson

SMTC	Semtech Corp.	881	情報技術	半導体	CA	659	5/22/06	6/8/06	1997-2001: Andersen; 2002-現在: E&Y	
SNSA	Stolt-Nielsen SA	1,487	産業	船舶	UK	5,025	5/31/06	7/6/06	1997-2001: Andersen; 2002-現在: Deloitte	
SONS	Sonus Networks Inc.	1,144	情報技術	通信機器	MA	719	8/7/06	8/16/06	1998-2001: Andersen; 2002-2004: E&Y; 2005-現在: Deloitte	
SPSS	SPSS Inc.	482	情報技術	ソフトウェア	IL	1,129	7/27/06		1997-2004: KPMG; 2005-現在: Grant Thomson	
SRTI	Sunrise Telecom Inc.	110	情報技術	通信機器	CA	480	8/7/06		1995-現在: KPMG	
THQI	THQ	1,676	情報技術	ソフトウェア	CA	1,600	8/7/06	8/7/06	1997-現在: Deloitte	
TRID	Trident Microsystems	1,078	情報技術	半導体	CA	344	5/22/06	6/26/05	6/16/06	1997-現在: PWC
TTEK	Tetra Tech Inc.	991	産業	商業サービス・必需品	CA	7,700	8/11/06		1998-2002: Deloitte; 2003-現在: PWC	
TTWO	Take Two Interactive	921	情報技術	ソフトウェア	NY	2,002	7/10/06	7/10/06	1997-現在: PWC	
TUNE	Microtune Inc.	306	情報技術	半導体	TX	178	7/27/06		1997-現在: E&Y	
ULCM	Ullicom	429	情報技術	ソフトウェア	NJ	235	6/12/06		1995-2004: Deloitte	
UNH	United Health Group	66,757	健康管理	健康管理機器・必需品	MN	55,000	3/1/06	5/11/06	5/17/06	1997-2001: Andersen; 2002-現在: Deloitte
VRNT	Verint	1,030	情報技術	ソフトウェア	NY	1,200	7/20/06		1998-現在: Deloitte	
VRSN	Verisign	4,707	情報技術	インターネットソフトウェア・サービス	CA	4,076	6/26/06	6/26/06	1998-現在: KPMG	
VSAT	ViaSat, Inc.	770	情報技術	通信機器	CA	1,289	8/10/06		1997-現在: PWC	
VTSS	Vitesse Semiconductor Corp.	205	情報技術	半導体	CA	720	4/26/06		1997-現在: KPMG	
WITS	Witness Systems	469	情報技術	ソフトウェア	GA	619	8/11/06		1998-現在: KPMG	
XLNX	Xilinx	7,623	情報技術	半導体	CA	3,295	6/23/06		1997-現在: E&Y	
ZRAN	Zoran Corp.	836	情報技術	半導体	CA	1,246	5/23/06	7/3/06	7/3/06	1997-現在: PWC

(出所) McConnell et al. [2006] pp.5-6.

図表2 図表1をセクター別と産業別に分類

セクター	産業	産業別の会社数	セクター別の会社数	全体の%
一般消費財	消費者サービス	2		
	ホテル・レストラン・レジャー	2		
	レジャー装置・製品	2		
	メディア	2		
	専門小売	3	11	9%
生活必需品	家庭用品	1	1	1%
エネルギー	エネルギー装置・サービス	1		
	オイル・ガス	1	2	2%
金融	保険	12	2	2%
健康管理	生物工学	5		
	健康管理機器・必需品	2		
	健康管プロバイダー・サービス	5		
	生命科学装置・サービス	1		
	製薬	2	15	13%
産業	航空宇宙防衛	3		
	商業サービス・必需品	2		
	船舶	1	6	5%
情報技術	通信機器	11		
	コンピューター関係	4		
	電子装置・機器	4		
	インターネットソフトウェア・サービス	6		
	ITサービス	3		
	半導体	27		
	ソフトウェア	21	76	66%
電気通信サービス	無線電気通信サービス	3	3	3%
合計			116	100%

(出所) McConnell et al. [2006] p.2.

図表3 図表1を会社の本社のある州で分類

米国の州と外国	企業数	全体の%
CA	58	50%
MA	12	10%
NY	9	8%
TX	7	6%
NJ	4	3%
IL	3	3%
FL	2	2%
GA	2	2%
LA	2	2%
WA	2	2%
AL	1	1%
AZ	1	1%
CO	1	1%
CT	1	1%
MD	1	1%
MN	1	1%
OH	1	1%
PA	1	1%
TN	1	1%
UK (イギリス)	1	1%
VA	1	1%
Bermuda (バーミューダ)	1	1%
Canada (カナダ)	1	1%
Germany (ドイツ)	1	1%
Israel (イスラエル)	1	1%
合計	116	100%

(出所) McConnell et al. [2006] p.3.

図表4 図表1を会社の株価総額別に分類

株価の時価総額 (単位: 100万ドル)	会社数	会社数	全体の%
0 to 100	6		
100 to 250	12		
250 to 500	7		
500 to 750	6		
750 to 1,000	9	40	34%
1,000 to 1,250	12		
1,250 to 1,500	7		
1,500 to 1,750	6		
1,750 to 2,000	5	30	26%
2,000 to 3,000	5	5	4%
3,000 to 4,000	5	5	4%
4,000 to 5,000	3	3	3%
5,000 to 6,000	5	5	4%
6,000 to 7,000	5	5	4%
7,000 to 8,000	2	2	2%
8,000 to 9,000	4	4	3%
9,000 to 10,000	5	5	4%
10,000 to 50,000	8	8	7%
>50,000	4	4	3%
合計		116	100%

(出所) McConnell et al. [2006] p.3.

図表5 図表1を従業員別に分類

会社の従業員数	会社数	会社数	全体の%
0 to 100	4		
100 to 250	5		
250 to 500	15		
500 to 750	11		
750 to 1,000	9	44	38%
1,000 to 1,250	6		
1,250 to 1,500	5		
1,500 to 1,750	3		
1,750 to 2,000	2	16	14%
2,000 to 3,000	9	9	8%
3,000 to 4,000	8	8	7%
4,000 to 5,000	5	5	4%
5,000 to 6,000	3	3	3%
6,000 to 7,000	1	1	1%
7,000 to 8,000	4	4	3%
8,000 to 9,000	3	3	3%
9,000 to 10,000	1	1	1%
10,000 to 50,000	16	16	14%
>50,000	6	6	5%
合計	116	116	100%

(出所) McConnell et al. [2006] p.4.

そして、このように多くの企業（116社）が、バックデーティング疑惑をかけられた背景には、「ストック・オプションを付与された場合、その旨〔付与日〕を決算日の45日以内にSECに報告すればよかった」ので、「権利付与日の遡及」が行われたものと思われる（金・安田・長谷川 [2011] 68頁）。

図表6は、バックデーティング疑惑のある7社の具体的な内容を示したものである。ここで、SECの調査が入った会社は、バーンズ&ノーブル社、ブロード・コミュニケーションズ・システム社、コンバース・テクノロジー社、ホーム・デポ社およびマーキュリー・インタラクティブ社の5社である。そのうち、司法省の調査のはいった会社は、バーンズ&ノーブル社、ブロード・コミュニケーションズ・システム社およびコンバース・テクノロジー社の3社である。また、経営者が辞任に追い込まれた会社は、ブロード・コミュニケーションズ・システム社、コンバース・テクノロジー社およびマーキュリー・インタラクティブ社の3社で、決算修正を行った会社は、ブロード・コミュニケーションズ・システム社、コンバース・テクノ

ジー社およびマーキュリー・インタラクティブ社の3社である。さらに、バックデーティング疑惑が発覚した後、不正行為で起訴されたり、ストック・オプション制度を廃止する会社もある（図表6を参照）。

このように、各社がバックデーティングを行うことができたのは、すでに述べたように、SECの開示規制が、決算日の終了後から45日以内に付与日をSECに報告すればよかったため、バックデーティングが行いやすかったという背景がある。しかし、「2002年7月のサーペンズ・オックスリー法の成立以降は、そうした制度的要因はほぼ解消され〔SECへのストック・オプション付与日の報告が、決算後から45日以内としていた規定から、付与日から2営業日以内へ変更した〕ており」、「米国において不正なバックデーティング行われる余地」（小立 [2006] 158頁）はなくなっていく。

Ⅲ スtock・オプションの任意開示

2001年の Enron 事件等を契機にして、「多く〔約500社〕の公開会社」は、2002年より、「従業員との株式に基づく報酬取引」に関して「任意でステートメント123〔SFAS 第123号 R〕の公正価値に基づく会計方法（the fair-value-based method of accounting）を採用してきた。」（FASB [2004] p.18）Bear Stearns社は、2004年4月28日に、ストック・オプションに係る報酬費用に関して、公正価値法で任意に開示した576社を調査している。ここでは、576社の会社名、決算日、S & P500社に入っているか否かの区別、株式の時価総額、ストック・オプションの任意開示を採用した年、ストック・オプションの任意開示をアナウンスした年月日、セクターおよび産業を示しているが、こ

図表6 不正操作の疑惑のある会社

	SECの調査	司法省の捜査	経営者の辞任	決算の修正	経緯
アップル・コンピュータ				○	2006年8月3日、ストック・オプションの付与に関する内部調査を1997年まで遡って行ったところ、同社では規則に反する取り扱いが発見されたため、財務報告の修正を行うことを公表。
バーンズ & ノーブル	○	○			2006年7月12日、不適切にバックデートされたストック・オプションに関して株主から提訴されたことを受け、監査委員会がストック・オプションについて調査することを発表。8月29日にはニューヨーク南部地区検察局からストック・オプションに関する書類の提出を命じる通知を受け取った多ことを公表。
プロケード・コミュニケーションズ・システムズ	○	○	○	○	2006年1月、前CEOが辞任し、同時に過去のストック・オプションの不適切な会計を修正するべく財務報告の修正を行うことを公表。7月20日、バックデートされたストック・オプションを従業員に付与したとして、前CEOほか2名が一連の不正操作疑惑の中で起訴された。
コンバース・テクノロジー	○	○	○	○	2006年4月、同社はストック・オプションの付与日について、会計上の日付と実際に付与した日付で異なっている事実を公表。5月4日、ニューヨーク東部地区検察局からストック・オプション付与に関する捜査の召喚状を受け取ったことを公表。8月9日、元経営幹部3名が不正行為などの疑いで起訴された。
ホーム・デポ	○				2006年6月29日、同社はストック・オプション付与の承認日よりも前に行使価格が決定されている事実があることを公表。同社は報酬費用への計上額が1,000万ドルに満たないことを理由に財務報告の修正は行わない方針を公表。
マーキュリー・インタラクティブ	○		○	○	2006年7月3日には、ストック・オプションの不正操作を知っていたとして同社の取締役3名に対する民事訴訟手続きをSECが行うことを支援するようSECから要請されたことを明らかにした。同社については、ヒューレット・パッカード社が45億ドルで買収する方針を明らかにしている。
マイクロソフト					1992年から1999年まで日付を変えながら毎月、株価が低いところでストック・オプションを付与。現在はストック・オプション制度を廃止。

（出所）小立 [2006] 161頁。

これらの会社を詳細に掲載することは紙幅の関係で割愛した。「これらの会社の内の116社は S & P500社」に属し、「株式の時価総額」は全体の「41%」を示しており、「これらの会社の内の7社は NASDAQ100」に属し、「株式の時価総額」は全体の「12%」を示している。また、「576社の内、240社（42%）は金融セクターの会社である。」（McConnell [2004]）

ところで、Bear Stearns 社は、2005年3月21日に、S & P500と NASDAQ100の会社が、SFAS 第123号 R で要求されている費用計上（公正価値法）をした場合の数値（2004年度）も調査している。図表7と8は、S & P500の会社に関して、ストック・オプションの報酬費用が、「税引後純利益」に占める割合は「5%」であり（図表7を参照）、NASDAQ100の会社に関して、ス

tock・オプションの報酬費用が、「税引後純利益」に占める割合は「22%」であった（図表8を参照）。しかし、S & P500社の内の「情報技術」に属するセクター（80社）は、純利益に対する報酬費用の割合は「25%」と一番多く（図表7を参照）、NASDAQ100社の内の「情報技術」に属するセクター（51社）が「23%」とこれにつづいている（図表8を参照）。

ここで明らかのように、ストック・オプションに係る報酬費用を、公正価値法で任意開示していた576社の内、S & P500社に属する116社が、株式の時価総額」は全体の「41%」を占め、NASDAQ100に属する7社が全体の12%を占め、両方を合計すると53%占めている。また、576社の内240社が金融セクターの会社であった（図表1-6を参照）。そして、図表7と8より、

図表7 各セクターによる S&P500の継続事業からの2004年度プロフォーマ利益（単位：100万ドル）

セクター（会社数）	2004年					継続事業からの純利益にしめるストック・オプションの割合
	継続事業からの報告純利益	継続事業からの報告純利益の中に含まれる税引後の株式に基づく報酬	継続事業からの報告純利益の中に含まれる税引後の株式に基づく報酬	継続事業からのプロフォーマ純利益	継続事業からのプロフォーマ純利益	
information Technology (80)	44,302	4,231	(15,431)	33,102	-25 %	
Consumer Discretionary (87)	39,364	642	(4,205)	35,801	-9 %	
Health Care (55)	58,213	486	(5,487)	53,212	-9 %	
Telecommunication Services (10)	10,795	361	(871)	10,285	-5 %	
Industrials (57)	55,149	1,667	(3,464)	53,352	-3 %	
Consumer Staples (36)	58,042	876	(2,155)	56,763	-2 %	
Materials (32)	17,673	354	(730)	17,297	-2 %	
Financials (82)	151,140	4,754	(7,200)	148,694	-2 %	
Utilities (33)	21,531	326	(531)	21,326	-1 %	
Energy (28)	66,452	602	(964)	66,089	-1 %	
S&P 500社（合計）	522,660	14,300	(41,038)	495,922	-5 %	

（出所）McConnell et al. [2005] p.2.

図表8 各セクターによる NASDAQ100の継続事業からの2004年度プロフォーマ利益（単位：100万ドル）

セクター（会社数）	2004年					継続事業からの純利益にしめるストック・オプションの割合
	継続事業からの報告純利益	継続事業からの報告純利益の中に含まれる税引後の株式に基づく報酬	継続事業からの報告純利益の中に含まれる税引後の株式に基づく報酬	継続事業からのプロフォーマ純利益（純損失）	継続事業からのプロフォーマ純利益	
Telecommunication Services (3)	(1,486)	75	(275)	(1,686)	N/M	
information Technology (51)	39,474	4,102	(13,004)	30,572	-23 %	
Health Care (14)	4,620	34	(857)	3,797	-18 %	
Consumer Discretionary (20)	3,755	378	(1,032)	3,100	-17 %	
Materials (2)	187	6	(27)	166	-11 %	
Consumer Staples (2)	1,012	23	(82)	953	-6 %	
Industrials (8)	2,242	90	(170)	2,163	-4 %	
Nasdaq 100社（合計）	49,804	4,708	(15,447)	39,064	-22 %	

（出所）McConnell et al. [2005] p.2.

当期純利益に占める報酬費用の割合（純利益の減少の割合）は、S & P500の全会社よりNASDAQ100の全会社の方が大きく、セクター別では、情報技術セクター（S & P500の情報技術セクターは25%の減少で、NASDAQ100情報技術セクターは23%の減少）が相当に減少していた。しかし、金融セクターの純利益の減少額の割合は少なかった（図表8の金融セクター82社は2%の減少）。このことから、ストック・オプションを公正価値法で費用計上した場合に、当期純利益を最も多く減少させるセクターは情報技術であり、このことから、情報技術セクター等のハイテク産業—ニュー・エコノミー産業—が、オールド・エコノミー産業に比べて、相当に多くのストック・オプションを付与していたとする別稿（梶田 [1018a] を参照）での分析結果と一致する。

IV FASB と下院議員の攻防

すでに述べたように、2001年の Enron 事件を契機に、ストック・オプションの公正価値法による任意開示が拡大してくるが、FASB の元議長の Herz は、Enron 事件、ストック・オプションの会計基準の再度の検討開始および連邦議会での攻防に関して、つぎのように述べている。

「その後 [2000年以降]、ストック・オプションにからむ不正会計事件が起き、Enron の [CEO である] Jeffery Skilling 氏が『私たちはストック・オプションの欲にかられた。ストック・オプションが [報酬費用として] 計上されない会計処理も [ストック・オプションの欲にかられた] 一因であった』と発言したこともあり、私たち [FASB] は再度この問題を取り上げることになりました。その時 [ストック・オプションの会計基準の再度の検討開始した時期] は多くの人が、『FASB は [費用計上の] 措置を講ずるべきである。FASB は1990年代当時も間違っていなかった』と言いました。一方、ハイテク産業やベンチャー・キャピタルの人たちは、ストック・オプションがビジネス・モデルの成功にとって非常に重要であると考えており、変更されないように [ストック・オプションの費用計上されないように] 必死でした。彼らは、再

度、激しいキャンペーンを立ち上げ、連邦議会を説得しようとしていました。」「しかし二度目は、FASB に賛同する人が多くなっていました。また、IASB がストック・オプションに取り組んでいたこと、世界のほとんどの国が『ストック・オプションは当然、報酬の一種である』と言っていたことも追い風になり、米国でも『もしかしたら報酬かもしれない』と考えるようになりました。FASB は自分たちの主張（ストック・オプションの費用計上の支持）を貫きました。私 [Herz] は連邦議会に1年に7回か8回呼ばれました。そうした政治的圧力があっても、私たちは主張を曲げずに貫き通しました。私たちがまた [1990年代のように、ハイテク企業等と連邦議会に] 譲歩してしまっていたら、[会計基準] 設定の信頼は大いに揺らいでいたでしょうし、あらゆるコンバージェンスの取組みが無に帰したでしょう。私はほかの FASB 理事と共に、とにかくやり遂げることを誓いました。その時の政治的圧力は凄まじいものがありました。」（座談会 [2015] 39-40 頁）

ここでは、Enron 社がストック・オプションの欲にかられたこと、そしてそれが、FASB が、2003年3月12日に、ストック・オプションの会計基準を再検討する契機になり、Herz は、その後、ストック・オプションの費用計上という主張を貫いたこと、しかし、ハイテク産業やキャピタル・ベンチャー等—ニュー・エコノミー産業—が連邦議会を説得し、政治的な圧力は凄まじいものがあったことを回顧している。つまり、Herz は、ストック・オプションの会計基準に関して、FASB と連邦議会の攻防をダイナニズムにして簡潔に記述している。そこで、つぎに、このような FASB と連邦議会の攻防のダイナニズムを、できるだけ具体的に分析してみよう。まず、2003年から2005年までの FASB と連邦議会の出来事を簡潔に示すことから始めたい（図表9を参照）。

ここでは、図表9を手掛かりにして、FASB と連邦議会の出来事を（できるだけ第1次資料を使って）分析してみよう。すでに述べたように、FASB は、Enron 事件を背景にして、2003年3月12日に、従業員ストック・オプションのプロジェクトを再開した。これに対して下院の議員が、早速、2003年3月20日に、

図表9 H.R.3574法案の通過を支持している下院と FASB の主な出来事

年 月 日	出 来 事
① 2003年3月12日	FASB が従業員ストック・オプションのプロジェクトを公表した。
② 2003年3月20日	H.R.1372法案（2003年の広範囲なストック・オプション計画の透明性法案）が、従業員ストック・オプションのより良い開示のために提出された。これは、従業員ストック・オプションの新会計基準を GAAP として認めないように SEC に要求するものであったが、この法案は、下院の資本市場・保険・政府支援企業小委員会（Subcommittee on Capital Market, Insurance and Government Sponsored Enterprises）で採択されなかった。
③2003年11月21日	H.R.3574法案（ストック・オプション会計改革法：Stock Option Accounting Reform Act）が提示された。これは、会社のトップ5の経営幹部に対してのみ、将来の株価の変動率を零にして計算したストック・オプションの認識〔したがって、費用計上の金額は非常に少ない〕を要求するものである。
④2004年3月31日	FASB が、第123号（R）の公開草案「株式に基づく報酬—SFAS 第125号と95号の改訂版—」を公表し、2004年12月15日より以降より始まる会計年度より、従業員ストック・オプションに係る報酬費用の計上を要求する。
⑤2004年7月20日	下院は、H.R.3574法案を、312対111—無効票は10票—で可決した。
⑥2004年10月13日	FASB は、新ストック・オプションの会計基準の適用を半年延期すると表明した。
⑦2004年12月16日	FASB は、第123号（R）を公表した。
⑧2005年4月14日	SEC が、第123号（R）の適用時期を、大会社は2005年6月15日以降に、また、中小企業は2005年2005年12月15日以降に変更した。

（出所）Farber et al. [2007] p.5. なお、Senate of The United States [2004]、ハーズ著、杉本・橋本訳 [2014] およびアメリカ下院編纂・山岡訳 [1981] を参考にして、一部分、加筆修正した。

H.R.1372法案—ストック・オプションに係る費用計上はしないで、より良い開示をするという趣旨の法案—を提出したが、資本市場・保険・政府支援企業小委員会で採択されなかった。その後、下院議員の Baker は、同僚の議員（Eshoo（女性）、Dreier, Kennedy, Honda, Tauscher（女性）、Lofgren（女性）および Cantor）とともに、2003年11月21日に、H.R.3574法案—ストック・オプション会計改革法案—を、金融サービス委員会（Committee on Financial Services）に提出した。この H.R.3574法案の内容はつぎのようなものであった。

この法案は、「発行体〔企業〕の最高経営責任者〔chief executive officer: CEO〕とそれ以外の「最も高額報酬を支払われた経営責任者」4名を対象として、「2004年12月31日以降に付与された発行体の〔自社〕株式を購入するすべての〔ストック・〕オプション」を「公正価値（fair value）」で費用計上することを目指している。ここでの公正価値とは、一般に、ストック・「オプションの自発的な売手と買手によって同意されるであろう価値と等しい」と考えられてい

る。しかし、ストック・オプションには、かかる公正価値はないので、オプション・プライシング・モデルを採用することになる。ここで、「Black-Scholes モデルのようなオプション・プライシング・モデル」が、ストック・「オプションの公正価値を確定するために利用される」が、株価の「仮定されたボラティリティ〔変動率〕は零」とする。ただし、「米国内やカナダの法律で設立された発行体〔企業〕」で、「年間の収益」が「25,000,000ドル」以下しか計上できない企業は、ストック・オプションを公正価値で費用計上することを強制されない。そして、この法案は、「3年後（the end of 3-year period）」以降の会計期間より施行されることになっており、「商務長官と労働長官（The Secretary of Commerce and the Secretary of labor）」は、「すべての従業員ストック・オプションを強制的に費用計上したときの経済に及ぼす影響（economic impact）を共同で研究」しなければならないとしている（House of Representatives [2003] pp.1-6）。

このように、H.R.3574法案の趣旨は、第1に、ストック・オプションをオプション・プライシング・モ

デルのような公正価値法で評価し費用計上するが、株価のボラティリティを零として計算し、その対象者を経営幹部の上位5名に限定している。第2に、年間の収益が25,000,000ドル以下の中小企業は、この法案を強制されない。第3に、この法案の適用時期は、3年後以降の会計期間から施行される。第4に、商務長官と労働長官は、すべての従業員—経営幹部のトップ5名ではない—のストック・オプションを、強制的に費用計上したときの経済に及ぼす影響を共同で研究しなければならないとしている。

そして、このような弾力的な会計基準—株価のボラティリティを零とし、対象者を経営幹部5名に限定—の法制化を望む下院議員やニュー・エコノミー産業等—特に California 州のハイテク産業等—は、特に、「かかる〔ストック・オプション・〕プランの効果」が「米国の経済成長 (economic growth)」をどのように刺激しているのかという問題や、「米国内の法律で設立された企業の国際的な競争力 (the international competitiveness of businesses) を強化する際にかかるプラン〔ストック・オプション〕の役割」(House of Representatives [2003] p.7) の問題にも関心があるものと思われる。すなわち、H.R.3574を支援する下院議員は、米国の経済成長の観点から、またニュー・エコノミー産業等は、当該企業の国際競争力という観点から、ストック・オプションに関する弾力的な会計基準を支持しているものと思われる。

ところで、FASB は、H.R.3574法案の提出という政治的な圧力に対峙して、2004年3月31日に、公開草案第123号 (R)「株式に基づく報酬」を公表する。公開草案第123号 (R) は、ストック・オプションに係る「報酬コストは財務諸表で認識される」べきであり、そこでの報酬コストの計算は、株価のボラティリティも計算に含んだ「オプション・プライシング・モデル」を利用した「公正価値」法で測定されなければならないと規定した (FASB [2004a] pp.4, 6)。そして、FASB は、公開草案第123号 (R) を公表するに至った理由をつぎのように述べている。

A 利用者やそれ以外の関係者の関心

「機関投資家や個人投資家を含む財務諸表の利用者

は、多くのその他の関係者と同様に」、会計原則審議会 (APB) の意見書第25号が規定していた「本源的価値法では、発行体〔企業〕に影響を及ぼす経済取引」、すなわち「価値ある持分商品と交換した従業員サービスの受領と〔即時の〕消費」という経済取引を、「忠実に表さない財務諸表」となると FASB に表明した。「FASB の使命の一部は、財務情報の利用者の便益のために、財務会計の基準を改善することである。」

B 代替的な会計方法の除去を通しての報告された財務情報の比較可能性の改善

「2002年の夏の間、多くの公開会社は、従業員との株式に基づいた報酬取引の会計に関して」、第123号の「公正価値法」を「任意に採用する彼ら〔多くの公開企業〕の意図を公表した。それ以来、約500社の公開会社が任意に採用するか、あるいは、公正価値法を採用する彼らの意図を表明してきた。」「多くの公開会社が公正価値に基づいた会計方法を採用しているにも関わらず、〔APB〕意見書第25号の本源的価値法を使い続けている多くの企業もある。」「審議会〔FASB〕は、かかる〔ストック・オプションの〕取引は、〔本源的価値法を利用するのではなくて、〕公正価値を利用して、「説明されるべきであると信じている。」

C 米国の GAAP の簡素化

「この提案されたステートメント〔公開草案第123号 (R)〕は、株式に基づく支払いの会計を簡素化するであろう。審議会〔FASB〕は、米国 GAAP は可能な時はいつでも簡素化されるべきであると信じている。」

D 国際的なコンバージェンス

「この提案されたステートメント〔公開草案第123号 (R)〕は、株式に基づく支払いの会計における国際的な比較可能性を相当に達成するであろう。国際会計基準審議会 (IASB) は、「2004年2月に、国際財務報告基準 (IFRS) 第2号「株式に基づく支払い (Share-based Payment)」を公表した。IFRS 第2号は、すべての企業は、企業の持分商品と交換に受領した（そして消費した）すべての従業員サービスに対する費用を、認識するよう要求している。」(FASB [2004a] pp.18-19)

このように、公開草案第123号 (R) は、第1に、財務報告の利用者やそれ以外の関係者が、APB 意見書第25号の本源価値法では、ストック・オプション取引を忠実に表さないと表明したこと、第2に、代替的な会計方法を除去し比較可能性を改善する必要があること、第3に、米国の GAAP を簡素化する必要があること、そして第4に、IASB とのコンバージェンスの観点から公表されたのである。

ところで、すでに述べたように、H.R.3574法案は、FASB の公開草案第123 (R) と異なって、ストック・オプションの報酬費用は計上するものの、株価のボラティリティを零と仮定するので、その報酬費用の金額が極めて少ない金額となる—「FASB が高く評価する〔公正価値〕法 (FASB's preferred method)」で算定された報酬費用の金額の「ほぼ2%」(Farber et al. [2007] p.1) の金額—ので、この法案に対して各方面から多くの批判的な意見があった。そこで、つぎにこの H.R.3574法案に対する批判的な意見を少しみておこう。

まず、米国の連邦議会における「上下院の合同経済委員会での公聴会 (Hearing before The Joint Economic Committee)」が2004年4月24日に開催され、そこで、連邦準備制度理事会 (Board of Governors, Federal Reserve System) の議長である Alan Greenspan—高潔さで有名—が参考人として登場している。ここで、ハイテク産業が多く集積している California 州出身の Pete Stark 下院議員は、「従業員ストック・オプションのコストを認識することを要求する」FASB の公開草案 (ED123R) の提案に関してつぎのような質問をしている。つまり、「私〔Stark 下院議員〕の数名の同僚は、その〔FASB の公開草案 (ED123R) の〕提案を妨害するだろうし」、また、「われわれは、事実上、FASB の〔会計〕ルールに従うべきか否か」に関して、「あなた〔Greenspan〕」がどのように思っているのか、という質問をしている (Congress of The United States [2004] p.9)。Greenspan は、この Stark 下院議員の質問に対してつぎのように回答している。

私〔Greenspan〕は、「この問題は、会計上の問題」であり、「ストック・オプションに関して、連邦議会

が FASB の邪魔をすることは悪い誤り (a bad mistake for the Congress to impede FASB)」であると考えている。また、会計というのは、「企業の特定の戦略が、利益を上げることができるのか否かを決定する」ために役立つものである。「もしあなた〔Stark 下院議員〕がストック・オプションを費用計上しない場合」、あなたは、資本の配分 (allocation of capital) をねじ曲げる」ことになるであろう。ストック・オプションの「会計手続に関する FASB の勧告」は、「正しい (correct)」と思う。「この〔ストック・オプションの〕特定の〔会計〕手続に介入している (in intervening in this particular procedure)」「議会〔下院〕の目的」がどのようなものであるかは不明である。このように、連邦準備制度理事会の議長である Greenspan は、FASB の公開草案123号 (R) に反対する議員を痛烈に批判し、FASB の立場—ストック・オプションの費用計上—を正しいものとして強く支持している。

また、当時、FASB の議長であった Herz も、2004年7月8日に開催された下院の公聴会で、「提案された法律〔H.R.3574法案〕は、重大な欠陥がある」ので、「われわれ〔FASB〕」は、「大部分の投資家、アナリスト、会計士および多くの企業」とともに、「H.R.3574法案に強く反対する。」すなわち、H.R.3574法案は、「トップ5の経営幹部により保有されたそれらのストック・オプションのみの費用計上を強制し」、ストック・オプションの評価と会計のための正しくない方法 (unorthodox method)」を規定しており、それは、「経済や会計の基本的な概念」と対立するばかりではなく、公正価値評価に際して株価のボラティリティを零と仮定しているので、「会社の報告利益において重大なゆがみ (significant distortions)」を生む結果となる (House of Representatives [2004a] p.24)。さらに、H.R.3574法案に対しては、多くの批判的な意見⁴⁾があったがここでは割愛する。このような批判があつてか、その後、H.R. 法案は、最後につぎのような加筆が行われた。

「この法律〔H.R.3574法案〕は、1933年の証券取引法のセクション19 (b) (1) に基づく SEC により、〔公式に〕…認められている会計基準設定団体

〔FASB〕による会計原則の設定に係るいかなる権威も制限すると解釈すべきではない (Nothing in this Act shall be construed to limit the authority over the setting of accounting principles by any accounting standard setting body whose...are recognized by the Securities and Exchange Commission under section 19 (b) (1) of the Securities Act of 1933)。〕 (United States House of Representatives [2004b] p.10)

ここでの追加修正により、H.R.3574法案は、FASBへの影響力はなくなったが、それでも「2004年7月20日、法案〔H.R.3574法案〕は312対111の評決〔無効10票〕で下院を通過した。」⁵⁾ この2004年は「選挙の年で」、[連合のロビイストが下院の議員に全面的に攻撃をしかけていた。]その後、連合は、「上院に目を向けた、2004年9月初頭、ストック・オプション会計改革法は上院の銀行・住宅・都市問題委員会（銀行委員会）に付託されたが、銀行委員会は、この法案やFASBの取組みを阻止することを目論んだその他の法案に対して何ら行動を起こさなかった。」(橋本・杉本訳 [2014] 91頁) その結果、H.R.3574法案は上院で廃案となった。

V おわりに

すでに述べたように、1990年代に形成されたストック・オプションの会計基準 (SFAS 第123号) は、報酬費用を計上しない弾力的な会計基準であったので、その後、会社のCEO等の経営幹部によりバックデーティング操作により濫用されていった。ここでは、116社のバックデーティング疑惑をかけられた企業—SECの調査の入った企業も含む—を図表1から図表5で示した。これらの会社の内、66% (76社) が情報技術セクターで、50% (58社) がCalifornia州に本社がある会社—ハイテク産業等が中心—で、60% (70社) が株価の時価総額が20億ドル以下の会社で、さらに52% (60社) が従業員数2,000名以下の会社であった。このことから、California州に本社がある会社—情報技術等のニュー・エコノミー産業が中心—で、株価の時価総額が巨額ではなく、従業員数も大企業に比べると少ない中小規模のニュー・エコノミー産業が、

ストック・オプションを相当に利用していたのみならず⁶⁾、これらの会社のCEO等が中心となってバックデーティング問題を引き起こしてきたのである。

ここで、前者に関しては、報酬費用を計上しない弾力的な会計基準が、主に中小規模のニュー・エコノミー産業のビジネスモデルの中に組み込まれ、ストック・オプションを相当に多く利用する誘因になっている。ここでは、本来、ありうるべき報酬費用の計上を回避して、利益の圧縮を逃れたのみならず、積極的に利益の過大計上をしていたとみることができる。これは、まさに会計規制における規制回避の問題である。後者に関しては、情報技術セクター等のニュー・エコノミー産業のCEO等が、バックデーティング疑惑という社会的な経営倫理問題—会計規制における規制利用—を引き起こしていたのである⁷⁾。この問題は、2002年のSarbanes-Oxley法以降、SECがストック・オプションの付与日の提示を厳しくした—付与してから2営業日以内にSECに付与日を提示する—ので、収束していったと考えられる。またEnron事件以後は、ストック・オプションに係る報酬費用を、公正価値で測定し任意開示する会社が増加していった。ここで、報酬費用を公正価値法で測定し、純利益に最も影響を受ける会社は、情報技術セクター等のニュー・エコノミー産業であることも示した (図表7, 8を参照)

その後、FASBは、1990年代の政治的な圧力による苦い経験とEnron事件によるチャンスを契機として、2003年にストック・オプションの会計基準に関する議論を再開している。しかし、ここでも1990年代と同様に、Baker下院議員等が、H.R.3574法案を金融サービス委員会へ提出した。このH.R.3574法案は、ストック・オプションの報酬費用の計上はするものの、株価のボラティリティを零と仮定しているので、実際の報酬費用の金額は極めて少額—FASBが提案した公正価値の約2%—になるものと思われる。このH.R.3574法案に対して、その高潔さで有名な連邦準備制度理事会の議長であるGreenspanとFASBの議長であったHerzは、非常に厳しい批判をし、その他にも多くの批判があった。そのような状況で、H.R.3574法案は修正—H.R.3574法案が、FASBやSECを制約することはなくなった—されるが、その年 (2004年) は

選挙の年で、連合のロビイストが下院の議員に全面的に圧力をかけてきたので、その法案は下院の本会議を通過した。しかし、このように下院を通過した H.R.3574 法案は、上院では審議されず廃案となった。この上院での廃案になった理由として、Herz は、上院の「銀行委員会委員長の Richard Shelby 上院議員と銀行委員会筆頭委員の Paul Sarbanes（ポール・サーベインズ）上院議員から強力な支持を受けていたことに大いに起因」していたと回顧している。

このように、FASB と下院議員との攻防は、非常に目まぐるしいものがあった。すなわち、Enron 事件等により社会状況が大きく変化し、それに関連して、H.R.3574 法案に対する各方面からの相当な批判があるにもかかわらず、特に California 州のハイテク産業等—ニュー・エコノミー産業—や連合による下院議会への相当の圧力により H.R.3574 法案は通過していく。しかし、その後、Shelby 上院議員や Sarbanes 上院議員が、FASB の公開草案第123号 (R) を強力に支持したので、H.R.3574 法案は上院で廃案となっていった。これにより、SEC による実施期日の延期はあったものの、FASB は、1990年代とは異なり、2004年12月16日に第123号 (R)「株式に基づく支払い」を公表することができたのである。

注

- 1) これに関する詳細な分析は、梶田 [2018a] を参照。
- 2) これに関する詳細な分析は、梶田 [2018b] を参照。
- 3) これに関して詳細な分析は、梶田 [2018a]・[2018b] を参照。
- 4) これに関しては、United States House of Representatives [2004b] Attachment 2 を参照。ここでは、2003年から2004年までの多くの批判的な意見が引用されている。
- 5) ここでの投票に関する資料によれば、各州ごとに賛成者と反対者の会員議員の名前を記録してあるが、特にハイテク産業が多くある California 州の下院議員は53名（民主党33名、共和党20名、）で、H.R.3574 法案に賛成したのは40名（民主党23名、共和党17名）であった（House of Representatives [2004b] pp.3-23）。
- 6) ニュー・エコノミー産業が、1990年代に、ストック・オプションを相当に多く利用したことに關しては、梶田 [2018a] を参照。

7) ここで、規制回避と規制利用に関しては津守 [2002] 387-397頁を参照。

参考文献

- Congress of The United States [2004] *The Economic Outlook*, Hearing Before the Joint Economic Committee, One Hundred Eighth Congress, Second Session, April 21.
- FASB [1993] Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Accounting for Stock-Based Compensation*.
- FASB [2004a] Exposure Draft, *Share-Based Payment: an amendment of FASB Statements No.123 and 95*, March 31.
- FASB [2004b] Statement of Financial Accounting Standards No.123, *Share-Based Payment*, December 16.
- Farber, David B., Marilyn F. Johnson, and Kathy R. Petroni [2007] “Congressional Intervention in the Standard-Setting Process : An Analysis of the Stock option Accounting Reform Act of 2004, *Accounting Horizons*, March, pp.1-22.
- Giner, Begona and Miguel Arce [2012] “ Lobbying on Accounting Standards: Evidence IFRS2 on Share-Based Payments” , *European Accounting Review*, Vol.21, No.4, pp.655-691.
- Gipper, Brandon, Brett Lombardi and Douglas J. Skinner [2013] “The politics of accounting standard-setting: A Review of Empirical Research” , *Australian Journal of Management*, Vol.38, No.3, pp.523-551.
- Heron, Randall A. et al. [2007] “On the Use (and Abuse) of Stock Option Grants” , *Financial Analysts Journal*, Vol.63, No.3, pp.17-27.
- House of Representatives [2003] *H.R.3574 To Require the Mandatory Expensing of Stock Option Granted to Executive Officers, and for Other Purposes*, 108th Congress 1st Session, November 21.
- House of Representatives [2004a] *FASB Proposals on Stock Option Expensing*, Hearing Before the Subcommittee on Commerce, Trade, and Consumer Protection of the Committee on Energy and Commerce House of Representatives, One Hundred Eighth Congress, Second Session, July 8.
- House of Representatives [2004b] *H.R.3574(108th): Stock Option Accounting Reform Act*, <https://www.govtrack.us/congress/votes/108-2004/h397>.
- House of Representatives [2004c] *H.R.3574 To Require the Mandatory Expensing of Stock Option Granted to Executive*

- Officers, and for Other Purposes*, Union Calendar No.367, 108th Congress 2D Session, November 21.
- McConnell, Pat, Janet Pegg Chris, Senyek and Dane Mott [2004] *Accounting Issues: 576 Companies Have Voluntarily Adopted Option Expensing Under the Fair Value Method*, Research : Accounting & Tax Policy, Bear Stearns.
- McConnell, Pat, Janet Pegg Chris, Dane Mott and Chris Senyek [2005] *2004 Earning Impact of Stock Options on the S & P500 & NASDAQ100 Earnings*, Research : Accounting & Tax Policy, Bear Stearns.
- McConnell, Pat, Janet Pegg, Dane Mott, Chris Senyek and Adam Calingasan [2006] *Sorting Through Dinosaur Bones: 2nd Stock Optino Backdating Update*, Equity Research : Accounting & Tax Policy, Bear Stearns.
- Senate of The United States [2004] *H.R.3574 in The Senate of The United States read twice and referred to the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs*, 108th Congress 2D Session, September 7.
- United States Senate [1994] *Congressional Record-Senate*, 3 May.
- Zeff, Stephen A. [1995] "A Perspective on the U.S. Public/Private-Sector Approach to the Regulation of Financial Reporting", *Accounting Horizons*, Vol.9, No.1, pp52-70.
- 梶田龍三 [2018a] 「会計の政治化—ストック・オプションの会計基準を事例として—」『専修商学論集』第106号, 63-75頁。
- 梶田龍三 [2018b] 「ストック・オプションの会計基準に係る弊害—バックデーティング問題—」『ディスクロージャー&IR』Vol.5, 102-110頁。
- 金鉦玉・安田行宏・長谷川信久 [2011] 「近年におけるストック・オプション報酬の論点整理と実証分析のサーベイ」『東京経済大学会誌』第272号, 59-75頁。
- 座談会 [2015] 「FASB 元議長・IASB 元理事の Robert H. Herz 氏, ASBJ 前院長お西川郁生氏, IASB 前理事の山田辰巳氏に訊く—米国, 日本における IFRS の取組み及び最近の米国における IFRS の動向—」『会計・監査ジャーナル』No.717, Apr. 35-46頁。
- 津守常弘 [2002] 『会計基準形成の論理』森山書店。
- ロバート・H・ハーズ著, 杉本徳栄・橋本尚訳 [2014] 『会計の変革』同文館出版。